

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目次

◇ 告 示 字の区域の変更等(市町村振興課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保険薬局の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

天災による特別被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の指定(農地経済課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

公共測量の終了(管理課)

土地区画整理組合の理事の氏名等(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

◇ 公 告 歯科技工士試験の実施(医務課)

◇ 雑 報 理容師試験等の平成六年度第一回学科試験の実施(衛生課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、淀江町(大字福岡の一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年三月三十日現在の地番による。)
大字福岡字西墓垣	大字福岡字西墓垣のうち三〇の二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福岡字下ソ	大字福岡字下ソりの全域
大字福岡字上ソ	大字福岡字宮廻り三三二の一、三三二の二、大字福岡字上ソり九七の二及び二〇六〇と一体をなす国有地
大字福岡字上ソ	大字福岡字村屋敷二三一の三及びこれと一体をなす国有地
大字福岡字上ソ	大字福岡字上ソりのうち九七の二及び二〇六〇と一体をなす国有地以外の区域

<p>大字福岡字村屋敷</p>	<p>大字福岡字村屋敷のうち三三一の三、三三一の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五の二、二二二、二二七と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字金ヶ坪二八八          大字福岡字宮廻り三二一の二、三二二、三二三、三三三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福岡字漿ヶ坪</p>	<p>大字福岡字漿ヶ坪の全域          大字福岡字村屋敷二二五の二、二三七と一体をなす国有地の一部          大字福岡字垣サゴ一〇八七から一〇九〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福岡字金ヶ坪</p>	<p>大字福岡字金ヶ坪のうち二八八、二九二、二九二の一、一四七二の一、一四八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字福岡字北尾尻二九五の五、二九五の六及びこれらと一体をなす国有地          大字福岡字宮廻り三二〇、三二〇の一、三二〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福岡字北尾尻</p>	<p>大字福岡字北尾尻のうち二九五の五、二九五の六、二九六の四、二九八の二、三二〇の二、三二一の二、三二二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字福岡字蜘蛛手三四六の一及びこれと一体をなす国有地並びに三四六の三と一体をなす国有地</p>
<p>大字福岡字宮廻り</p>	<p>大字福岡字宮廻りのうち三三二の一、三三二の二及び三三三〇、三三〇の一、三三〇の二、三三二の一、三三二、三三三、三三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字西墓垣三〇の二及びこれと一体をなす国有地の</p>

<p>大字福岡字蜘蛛手</p>	<p>一部          大字福岡字北尾尻二九六の四、三二〇の二、三二一の二、三二二の四及びこれらと一体をなす国有地          大字福岡字蜘蛛手三四四の二、三四五の五、三五八の五、三五九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六の二と一体をなす国有地          大字福岡字村屋敷二三二の四及びこれと一体をなす国有地並びに二二二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福岡字山崎</p>	<p>大字福岡字山崎のうち五一二、五二一、五二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字福岡字瓶山</p>	<p>大字福岡字瓶山の全域          大字福岡字山崎五一二、五二一、五二二及びこれらと一体をなす国有地          大字福岡字谷ノ下七〇八の二</p>
<p>大字福岡字向山</p>	<p>大字福岡字向山のうち六七六と一体をなす国有地以外の区域          大字福岡字西平の全域          大字福岡字市坪九五〇、九五二、九五二の一、九五九の一、九六〇、九六一、九六四、九六五及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字福岡字五反田九六六の一</p>
<p>大字福岡字谷ノ下</p>	<p>大字福岡字谷ノ下のうち七〇八の二以外の区域</p>

<p>大字福岡字元ノ前</p>	<p>大字福岡字元ノ前のうち八九七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字石馬九〇三の一、九〇三の二、九〇五の二、九一五の二及びこれらと一体をなす国有地          大字福岡字山石馬一二八三の二</p>
<p>大字福岡字石馬</p>	<p>大字福岡字石馬うち九〇三の一、九〇三の二、九〇五の二、九一五の二、九一六の二、九一七の四、九一七の五、九一九の二、九三〇から九三二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字福岡字市坪</p>	<p>大字福岡字市坪のうち九五〇、九五二、九五三の二、九五九の二、九六〇、九六一、九六四、九六五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字五反田九七四の五、九七五の五及びこれらと一体をなす国有地          大字福岡字谷川九七九の二及びこれと一体をなす国有地          大字福岡字持井手一五六〇から一五六二まで          大字福岡字向山六七六と一体をなす国有地</p>
<p>大字福岡字持井手</p>	<p>大字福岡字持井手のうち一五六〇から一五六二まで及び一五五一、一五五三と一体をなす国有地以外の区域          大字福岡字石馬九一六の二、九一七の四、九一七の五、九一九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福岡字五反田</p>	<p>大字福岡字五反田のうち九六六の一、九六八、九七四の五、九七五の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字東屋敷一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四の一及び一〇六二の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字福岡字谷川</p>	<p>大字福岡字谷川のうち九七九の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域          大字福岡字持井手一五五一、一五五三と一体をなす国有地</p>
<p>大字福岡字西屋敷</p>	<p>大字福岡字西屋敷のうち九八五から九八八まで、九八九の一から九八九の三まで、九九〇、九九一、九九二の一、九九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字福岡字上ノ山一二六〇及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字福岡字中屋敷</p>	<p>大字福岡字中屋敷のうち一〇二四から一〇二七まで、一〇二八の一、一〇二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字東屋敷のうち一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四の一及び一〇六二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字金ヶ坪二九二、二九二の一、一四七二の一、一四八四の二及びこれらと一体をなす国有地          大字福岡字北尾尻二九八の二          大字福岡字五反田九六八</p>
<p>大字福岡字垣サゴ</p>	<p>大字福岡字垣サゴのうち一〇八七から一〇九〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字福岡字櫻田</p>	<p>大字福岡字櫻田の全域          大字福岡字中屋敷一〇二四から一〇二七まで、一〇二八の一、一〇二八の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福岡字柳谷</p>	<p>大字福岡字柳谷のうち一一七五から一一七七まで、一一七九、一一八一、一一八五から一一八七まで、一一九一と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字福岡字要羅ヶ平一二〇七の一、一二〇九の一</p>

大字福岡字要羅ヶ平	大字福岡字要羅ヶ平のうち二二〇七の一、二二〇九の一、二二一一の二、二二一二の二以外の区域 大字福岡字柳谷一一七五から一一七七まで、一一七九、一一八一、一一八五、一一八六と一体をなす国有地の一部 大字福岡字坂ノ谷一三七三と一体をなす国有地の一部
大字福岡字上山	大字福岡字上山のうち二二六〇及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字福岡字坪根垣	大字福岡字坪根垣の全域 大字福岡字石馬九三〇から九三二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字福岡字西屋敷九八五から九八八まで、九八九の一から九八九の三まで、九九〇、九九一、九九一の一、九九二及びこれらと一体をなす国有地 大字福岡字山石馬一二七九
大字福岡字山石馬	大字福岡字山石馬のうち一二七九、一二八三の二以外の区域
大字福岡字坂ノ谷	大字福岡字坂ノ谷のうち一三七三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福岡字柳谷一一八六、一一八七、一一九一と一体をなす国有地の一部 大字福岡字要羅ヶ平二二一一の二、二二一二の二
大字福岡字小枝畑	大字福岡字小枝畑の全域 大字福岡字元ノ前八九七の四と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称

大字福岡字西平

鳥取県告示第八十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種別	題名及び巻数	発行番号等	表示された発行所名
4985	雑誌その他 の刊行物	多彩なセックスメニュー	NO.78	北陽出版
4986	〃	ピクピクマンホール	NO.83	北陽出版
4987	〃	この娘が欲しい	O.37	北陽出版
4988	〃	天使は快楽	雑誌 ANG-01	フスコット出版
4989	〃	もっと可愛がってね	FA-4	エフ出版
4990	〃	過激通信（抱かれて愛）	3月号	三共図書出版社

4991	"	マニア倶楽部 6月号	雑誌 08333 1-6	三和出版(株)
4992	"	EXpose 9	雑誌 11994 5-9	㈱ダイアプレス
4993	"	BACHELOR 10月号	雑誌 07533 7-10	株式会社ダイアプレス
4994	"	Cream 第15号	雑誌 0185 2-10	リオン出版株式会社
4995	"	ザ・トップ MAGAZINE No.108 OCT.1993	雑誌 1400 7-10	株式会社ダイアプレス
4996	"	トップル写真館 10月号	雑誌 0144 7-10	三和出版株式会社
4997	"	カメラ天国 1993 11月号 Vol.53	雑誌 1372 4-11	㈱日本出版社
4998	"	オレソング通信 1993.11	雑誌 0211 8-9-11	株式会社東京三社
4999	"	トップル通信 1993 11月号	雑誌 0155 9-11	三和出版株式会社
5000	"	SPARK 11月号	雑誌 033 65-11	㈱白夜書房
5001	"	漫画ラフタツチ 2月号	雑誌 1863 3-2	三和出版株式会社
5002	"	ひろみ♡ノンストップ!	ISBN 4-8296- 727-7	フランス書院
5003	"	ちよっとHなお勉強!	ISBN 4-8296- 7107-6	フランス書院
5004	"	コミック・バニー Bunny 1994 VOL.11	雑誌 1374 8-8	㈱司書房
5005	"	漫画クリスタル 1月冬	雑誌 0836 7-01	光彩書房
5006	"	COMIC トップターキ 1994 2	雑誌 1388 67-02	光彩書房

5007	"	COMIC Mare 2 Vol.14	雑誌 1377 7-2	㈱一次社
5008	"	コミックABC 1994.3 No.2	雑誌 0892 2-3	㈱読書房
5009	録画テープ	顔面シマウエルクト.10 PART.16	HMV- 16	ホームランAV

鳥取県告示第八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
Aコピー鳥取薬局 コーナリース 山田薬局	鳥取市吉方温泉四丁目六〇三 倉吉市新陽町一〇一一	平成六年二月一日

鳥取県告示第八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
橋村 ゆかり	鳥薬第八六七号	平成六年一月二十日

鳥取県告示第八十八号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項の規定に基づき、平成五年五月下旬から九月上旬までの間の天災による特別被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域を次のとおり指定したので、告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別被害地域の区域

次の表の上欄に掲げる市町の区域のうち、同表の下欄に掲げる旧町村（昭和二十八年九月三十日現在における町村の区域をいう。）の区域とする。

市町名	旧町村名
倉吉市	高城村
東郷町	舎人村
三朝町	小鹿村
関金町	矢送村、南谷村及び山守村
東伯町	古布庄村、上郷村、下郷村、八橋町及び浦安町
赤碕町	赤碕町、成美村、安田村及び以西村
名和町	庄内村、名和村及び光徳村
中山町	上中山村、下中山村及び逢坂村
日南町	阿毘縁村、山上村、日野上村、福栄村及び石見村

二 指定年月日

平成五年十一月十日

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る社地区第四工区の換地計画を定め、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十九号

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）古川沢地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）を平成六年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）足山地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う基準点測量、水準測量及び地形測量）
- 二 作業地域 米子市美吉及び長砂町
- 三 終了年月日 平成五年十二月二十日

鳥取県告示第九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市観音寺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	住 所
入江 忠雄	米子市観音寺二〇二
浦上 金一	米子市観音寺一四〇
浦木 松壽	米子市観音寺五二六
浦木 勇夫	米子市観音寺五二七
大塚 剛	米子市観音寺二四三
仲田 邦治	米子市観音寺五二二
中山 彪	米子市観音寺二一一
福住 集	米子市車尾五一五―八
前田 琢己	米子市観音寺四五
山根 勲	米子市観音寺二三五
山根 要	米子市観音寺二三一
山根 宏司	米子市観音寺五四―一一
渡部 一正	米子市観音寺二七〇



鳥取県告示第九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年九月二十八日 鳥取県指令受米土維第六百二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤六丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市岡三柳二二六〇一八

株式会社ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成6年2月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

学説試験 平成6年3月7日（月）午前9時から

実地試験 平成6年3月6日（日）午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、

小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規

実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることがで

きる者

(3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験願書の受付期間

平成6年2月10日(木)から同月18日(金)まで(郵送の場合は、平成6年2月18日(金)までの消印があるもの)に限り受け付ける。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書(所定の様式によること。)

(2) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者)あつては、平成6年3月31日までに卒業証明書を出すこと。)

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができることを証する書類

ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真(手札形台紙付とし、出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(シキ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、28,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を

受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成6年3月18日(金)正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7189)に照会すること。

雑 報

理容師法(昭和22年法律第284号)第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験の平成6年度第1回学科試験を次のとおり実施する。

平成6年2月4日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 孝 吉

1 試験期日 平成6年4月24日(日)

2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室

- 3 受験願書受付期間  
平成6年3月28日(月)から同年4月1日(金)までの日の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成6年4月1日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)
- 4 受験願書提出先  
〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)
- 5 受験手数料及び納付方法  
11,000円を所定の方法により納付すること。
- 6 その他
  - (1) 受験願書等配布場所  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
  - (2) 受験願書等配布期間  
平成6年2月23日(水)から同年3月22日(火)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
  - (3) 問合せ先  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部  
(電話0857-29-6086)